

協富山支部発第 210115-01 号
令和 3 年 1 月 15 日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 殿

全国健康保険協会富山支部
支部長 松井 泰治
(公印省略)

都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

令和 3 年度の都道府県単位保険料率の変更について、支部評議会において意見を聴取した結果、当職としては、平均保険料率 10%維持の考え方に基つき、令和 3 年度富山支部保険料率を 9.59%に据え置くことは妥当と考えます。

2. 理由等

先般開催した支部評議会では、中長期的な視点による健全な財政運営や新型コロナウイルス感染症による一時的な社会情勢の変化を考慮し、平均保険料率 10%を維持すべきとの意見を賜り、令和 3 年度富山支部保険料率を 9.59%に据え置くことに異論はありませんでした。

なお、令和元年度決算を足元とした収支見通し（令和 2 年 12 月試算）のケースⅢでは、令和 5 年度にも単年度収支が赤字となることが想定されています。協会として更なる支出の抑制に取り組むことが重要であり、当支部においては、加入者・事業主の医療費抑制に向けた行動が一層促進されるよう、保健事業や医療費適正化の取組等、戦略的保険者機能の発揮に努めてまいります。

以上

都道府県単位保険料率の変更に係る評議会の意見（富山支部）

これまでの審議における評議会の意見は以下のとおり。

【評議会】

- 平均保険料率は、兼ねてより中長期的な観点から設定されており、将来に備えて準備金を積み上げてきた状況も踏まえ、10%を維持すべき。
- 保険料率の変更時期については、例年通り4月納付分からとすべき。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 医療機関においては、実態としてまだまだ受診控えが続いている。また、経済においてもリーマンショック以上の影響が予想されることから、現時点では10%維持が妥当ではないか。
- 短時間労働者について、令和6年には50人以上の事業所まで適用が拡大されるが、これに新型コロナウイルス感染症の影響が加わるため、中小企業における将来の雇用状況は不透明。その都度状況を確認しながら対応していくことが重要と考えるが、現状では中小企業に10%を超える負担を強いることは困難。

（事業主代表）

- 中長期的な観点から10%を維持することはやむを得ないが、働き方改革や最低賃金の増加等、中小企業の負担は増加している。中小企業として、これ以上の負担増は耐えられないということを強くお伝えしたい。また、健康保険料率は消費税等と異なり、簡単に引き上がる印象があり、評議会の意見を踏まえた丁寧な議論をお願いしたい。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、国庫補助率16.4%が引き下がらないよう対応していく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を短期的に見通すことは困難。このような異常事態においては現状維持が適当。

（被保険者代表）

- 労働賃金は低く推移しており、来年度も上がる期待はできず、保険料率を引き上げる状態ではない。コロナケースにおいては数年で赤字になる見通しとなっているが、準備金が積み上がっていることから、引上げの判断には猶予がある。平均保険料率は10%に据え置くことをお願いしたい。
- 中長期的な観点から平均保険料率を10%に維持することはやむを得ない。